

中华人民共和国个人信息保护法 (草案) 第十三届全国人大常委会 第二十二次会议审议 目 录 第一章 总 则 第二章 个人信息处理规则 第一节 一般规定 第二节 敏感个人信息的处理规则 第三节 国家机关处理个人信息的特别规定 第三章 个人信息跨境提供的规则 第四章 个人在个人信息处理活动中的权利 第五章 个人信息处理者的义务 第六章 履行个人信息保护职责的部门 第七章 法律责任 第八章 附 则 第一章 总 则 第一条 为了保护个人信息权益,规范个人信息处理活动,保障个人信息依法有序自由流动,促进个人信息合理利用,制定本法。 第二条 自然人的个人信息受法律保护,任何组织、个人不得侵害自然人的个人信息权益。 第三条 组织、个人在中华人民共和国境内处理自然人个人信息的活动,适用本法。在中华人民共和国境外处理中华人民共和国境内自然人个人信息的活动,有下列情形之一的,也适用本法: (一) 以向境内自然人提供产品或者服务为目的; (二) 为分析、评估境内自然人的行为; (三) 法律、行政法规规定的其他情形。 第四条 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息,不包括匿名化处理后的信息。	中華人民共和國個人情報保護法 (草案) 第十三回全国人民代表大会常務委員会 第二十二次会議における審議 目次 第一章 総則 第二章 個人情報取扱規則 第一節 一般規定 第二節 機微な個人情報の取扱規則 第三節 国家機関による個人情報の取扱いに係る特別規定 第三章 個人情報の越境送信に係る規則 第四章 個人の個人情報取扱行為における権利 第五章 個人情報取扱者の義務 第六章 個人情報保護権限履行部門 第七章 法的責任 第八章 附則 第一章 総則 第一条 個人情報の権益を保護し、個人情報の取扱行為を規範化し、個人情報の法による秩序的かつ自由な移動を保障し、個人情報の合理的な利用を促進するため、本法を制定する。 第二条 自然人の個人情報は、法律の保護を受け、いずれの組織又は個人も、自然人の個人情報の権益を侵害してはならない。 第三条 組織又は個人による中国国内における自然人の個人情報取扱行為の実施には、本法が、適用される。中国国外において、中国国内の自然人の個人情報を取り扱う行為に及ぶときも、次の各号に掲げる条件の一に該当するときは、本法を適用する。 (一) 中国国内の自然人への商品・役務の提供を目的とする行為 (二) 中国国内の自然人を分析又は評価するための行為 (三) 法律及び行政法規の定めるその他の行為 第四条 個人情報とは、デジタル形式その他の方法をもって記録され、既に認識され、又は認識し得る自然人に係る各種の情報をいい、
---	--

個人情報の処理包括個人情報の収集、 存储、使用、加工、传输、提供、公开等活 动。 第五条 处理个人信息应当采用合法、正当 的方式,遵循诚信原则,不得通过欺诈、误 导等方式处理个人信息。 第六条 处理个人信息应当具有明确、合理 的目的,并应当限于实现处理目的的最小范 围,不得进行与处理目的无关的个人信息处 理。 第七条 处理个人信息应当遵循公开、透明 的原则,明示个人信息处理规则。 第八条 为实现处理目的,所处理的个人信 息应当准确,并及时更新。 第九条 个人信息处理者应当对其个人信 息处理活动负责,并采取必要措施保障所处 理的个人信息的安。 第十条 任何组织、个人不得违反法律、行 政法规的规定处理个人信息,不得从事危害 国家安全、公共利益的个人信息处理活 动。 第十一条 国家建立健全个人信息保护制 度,预防和惩治侵害个人信息权益的行 为,加强个人信息保护宣传教育,推动形 成政府、企业、相关行业组织、社会公 共同参与个人信息保护的良好环境。 第十二条 国家积极参与个人信息保护国际 规则的制定,促进个人信息保护方面的国 际交流与合作,推动与其他国家、地区、 国际组织之间的个人信息保护规则、标准 等的互认。 第二章 个人信息处理规则 第一节 一般规定	これには匿名化処理が行われた情報は含ま れない。 個人情報の取扱いには、個人情報の収集、保 存、使用、加工、伝送、提供、公開等の行為が 含まれる。 第五条 個人情報の取扱いは、合法的かつ正 当な方法を採用し、信義誠実の原則を遵守し なければならず、詐欺、誤導等の方法を通じて 個人情報を取り扱ってはならない。 第六条 個人情報の取扱いは、明確かつ合理 的な目的を必要とし、取扱目的を実現するた めの最小の範囲に限定しなければならず、取 扱目的に係らない個人情報の取扱いを行って はならない。 第七条 個人情報の取扱いは、公開性・透明 性の原則を遵守し、個人情報の取扱規則を明 示しなければならない。 第八条 取扱目的の実現のため、取り扱う個 人情報は、正確なものでなければならず、か つ、速やかに更新されなければならない。 第九条 個人情報取扱者は、自らの個人情報 の取扱行為に責任を負い、かつ、必要な措置 を採択し、取り扱う個人情報の安全性を保障し なければならない。 第十条 いずれの組織又は個人も、法律又は 行政法規の規定に違反して個人情報を取り扱 ってはならず、かつ、国家の安全性又は公益 を脅かす個人情報の取扱行為に従事してはな らない。 第十一条 国は、個人情報の保護制度を構 築・整備し、個人情報の権益を侵害する行為を 防止・処罰し、個人情報保護の普及・教育の強 化に努め、政府・企業・関連業界組織・公民 が、個人情報の保護に共同で取り組める良好 な環境の構築を推進する。 第十二条 国は、個人情報の保護に係る国際 的な規則の制定に積極的に参加し、個人情報 保護の面における国際的な交流・提携を促進 し、他の国・地区・国際組織との間において、 個人情報保護の規則、基準等の相互承認を 推進する。 第二章 個人情報の取扱規則 第一節 一般規定
---	--

第十三条 符合下列情形之一的, 个人信息处理者方可处理个人信息: (一) 取得个人的同意; (二) 为订立或者履行个人作为一方当事人的合同所必需; (三) 为履行法定职责或者法定义务所必需; (四) 为应对突发公共卫生事件, 或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需; (五) 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为在合理的范围内处理个人信息; (六) 法律、行政法规规定的其他情形。 第十四条 处理个人信息的同意, 应当由个人在充分知情的前提下, 自愿、明确作出意思表示。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的, 从其规定。 个人信息的处理目的、处理方式和处理的个人信息种类发生变更的, 应当重新取得个人同意。 第十五条 个人信息处理者知道或者应当知道其处理的个人信息为不满十四周岁未成年人个人信息的, 应当取得其监护人的同意。 第十六条 基于个人同意而进行的个人信息处理活动, 个人有权撤回其同意。 第十七条 个人信息处理者不得以个人不同意处理其个人信息或者撤回其对个人信息处理的同意为由, 拒绝提供产品或者服务; 处理个人信息属于提供产品或者服务所必需的除外。 第十八条 个人信息处理者在处理个人信息前, 应当以显著方式、清晰易懂的语言向个人告知下列事项: (一) 个人信息处理者的身份和联系方式; (二) 个人信息的处理目的、处理方式, 处理的个人信息种类、保存期限; (三) 个人行使本法规定权利的方式和程	第十三条 次の各号に掲げる状況の一に該当するときは、個人情報取扱者は、個人情報を取り扱うことができる。 (一)個人の同意を取得したとき。 (二)個人が一方の当事者となる契約の締結又は履行に必要なとき。 (三)法の定める職責・義務の履行に必要なとき。 (四)突発的な公共衛生事件への対応、又は緊急時における自然人の生命・健康・財産の安全の保護に必要なとき。 (五)公益のためにニュースの報道、世論の監督等の行為を実施する際に、合理的な範囲において個人情報を取り扱うとき。 (六)法律又は行政法規の定めるその他の状況 第十四条 個人情報の取扱いへの同意は、個人が事情を十分に知り得ている前提の下で、任意的かつ明確に意思表示を行わなければならない。法律又は行政法規が、個人情報の取扱いにおける個人の単独の同意又は書面の同意の取得義務を規定しているときは、当該規定に準ずる。 個人情報の取扱い目的、取扱い方法、又は取り扱う個人情報の種類に変更が生じたときは、改めて個人の同意を取得しなければならない。 第十五条 個人情報取扱者は、自らの取り扱う個人情報、十四歳未満の未成年者の個人情報である旨を知り得ており、又は知り得べきときは、当該個人の後見人の同意を取得しなければならない。 第十六条 個人の同意に基づいて行われる個人情報の取扱い行為において、個人は、自らの同意を撤回することができる。 第十七条 個人情報取扱者は、個人が自らの個人情報の取扱いに同意せず、又は当該取扱いへの同意を撤回したことを理由とし、商品・役務の提供を拒絶してはならない。ただし、個人情報の取扱いが商品・役務の提供に必須であるときは、この限りでない。 第十八条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱いにおいて、顕著な方法及び明瞭かつ平易な言葉をもって、次の各号に掲げる事項を個人に告知しなければならない。 (一)個人情報取扱者の身分及び連絡先 (二)個人情報の取扱い目的、取扱い方法並びに取り扱う個人情報の種類及び保存期間 (三)個人が本法の定める権利を行使する方法
---	--

序； (四)法律、行政法规规定应当告知的其他事项。 前款规定事项发生变更的,应当将变更部分告知个人。 个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知第一款规定事项的,处理规则应当公开,并且便于查阅和保存。 第十九条 个人信息处理者处理个人信息,有法律、行政法规规定应当保密或者不需要告知的情形的,可以不向个人告知前条规定的 紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全无法及时向个人告知的,个人信息处理者应当在紧急情况消除后予以告知。 第二十条 个人信息的保存期限应当为实现处理目的所必要的最短时间。法律、行政法规对个人信息的保存期限另有规定的,从其规定。 第二十一条 两个或者两个以上的个人信息处理者共同决定个人信息的处理目的和处理方式的,应当约定各自的权利和义务。但是,该约定不影响个人向其中任何一个个人信息处理者要求行使本法规定的权利。 个人信息处理者共同处理个人信息,侵害个人信息权益的,依法承担连带责任。 第二十二条 个人信息处理者委托处理个人信息的,应当与受托方约定委托处理的目的、处理方式、个人信息的种类、保护措施以及双方的权利和义务等,并对受托方的个人信息处理活动进行监督。 受托方应当按照约定处理个人信息,不得超出约定的处理目的、处理方式等处理个人信息,并应当在合同履行完毕或者委托关系解除后,将个人信息返还个人信息处理者或者予以删除。 未经个人信息处理者同意,受托方不得转委托他人处理个人信息。	及び手順 (四)法律又は行政法規が告知義務を定めるその他の事項 前項に定めた事項に変更が生じたときは、当該変更部分を個人に告知しなければならない。 個人情報取扱者は、個人情報取扱規則制定の方法を通じ、本条第一項に定めた事項を告知するときは、取扱規則を開示し、かつ、抽出閲覧及び保存に便宜を図らなければならない。 第十九条 個人情報取扱者による個人情報の取扱いは、法律又は行政法規が秘密保持義務又は告知不要の事由を定めているときは、前条の定める事項を個人に告知しないことができる。 緊急時において、自然人の生命・健康・財産の安全確保のため、速やかに個人に告知することができないときは、個人情報取扱者は、緊急事態の解消後に告知しなければならない。 第二十条 個人情報の保存期間は、取扱目的の実現に必要な最短期間とする。法律又は行政法規に個人情報の保存期間に対する別段の規定のあるときは、当該規定に準ずる。 第二十一条 二名又は二名以上の個人情報取扱者が、個人情報の取扱目的及び取扱方法を共同で決定するときは、各自の権利・義務を取り決めなければならない。ただし、当該取決めは、本法の定める権利の個人からそのうちのいずれの個人情報取扱者への行使要求にも、影響を及ぼさない。 個人情報取扱者は、個人情報を共同で取り扱い、個人情報の権益を侵害したときは、法により連帯責任を負う。 第二十二条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱委託時に、取扱委託の目的、取扱方法、個人情報の種類、保護の措置、双方の当事者の権利・義務などを受託者と取り決めなければならない。かつ、受託者の個人情報の取扱行為に対し、監督を行わなければならない。 受託者は、取決めに従って個人情報を取り扱わなければならない。取り決めた取扱目的、取扱方法等を超過して個人情報を取り扱ってはならず、かつ、契約の履行完了後、又は委託関係の解除後においては、個人情報を個人情報取扱者に返還し、又は削除しなければならない。 個人情報取扱者の同意を経ずに、受託者は、個人情報の取扱いを他者に再委託してはなら
---	--

第二十三条 个人信息处理者因合并、分立等原因需要转移个人信息的,应当向个人告知接收方的身份、联系方式。接收方应当继续履行个人信息处理者的义务。接收方变更原先的处理目的、处理方式的,应当依照本法规定重新向个人告知并取得其同意。 第二十四条 个人信息处理者向第三方提供其处理的个人信息的,应当向个人告知第三方的身份、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类,并取得个人的单独同意。接收个人信息的第三方应当在上述处理目的、处理方式和个人信息的种类等范围内处理个人信息。第三方变更原先的处理目的、处理方式的,应当依照本法规定重新向个人告知并取得其同意。 个人信息处理者向第三方提供匿名化信息的,第三方不得利用技术等手段重新识别个人身份。 第二十五条 利用个人信息进行自动化决策,应当保证决策的透明度和处理结果的公平合理。个人认为自动化决策对其权益造成重大影响的,有权要求个人信息处理者予以说明,并有权拒绝个人信息处理者仅通过自动化决策的方式作出决定。 通过自动化决策方式进行商业营销、信息推送,应当同时提供不针对其个人特征的选项。 第二十六条 个人信息处理者不得公开其处理的个人信息;取得个人单独同意或者法律、行政法规另有规定的除外。 第二十七条 在公共场所安装图像采集、个人身份识别设备,应当为维护公共安全所必需,遵守国家有关规定,并设置显著的提示标识。所收集的个人图像、个人身份特征	ない。 第二十三条 個人情報取扱者は、合併・分割等の原因により、個人情報の移転が必要なときは、受領者の身分及び連絡先を個人に告知しなければならない。受領者は、個人情報取扱者の義務を引き続き履行しなければならない。受領者は、当初の取扱目的・取扱方法を変更するときは、本法の規定に従い、改めて個人に告知し、かつ、同者の同意を取得しなければならない。 第二十四条 個人情報取扱者は、自らが取り扱った個人情報を第三者に提供するときは、当該第三者の身分、連絡先、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類を当該個人に告知し、かつ、当該個人の単独の同意を取得しなければならない。個人情報を受領する第三者は、上述の取扱目的、取扱方法、個人情報の種類などの範囲において個人情報を取り扱わなければならない。第三者は、当初の取扱目的又は取扱方法を変更するときは、本法の規定に従い、改めて個人に告知を行い、かつ、当該個人の同意を取得しなければならない。個人情報取扱者が匿名化した情報を第三者に提供するときは、当該第三者は、技術等の手段を用いて個人の身分を改めて認識する行為に及んではならない。 第二十五条 個人情報を利用して自動的な意思決定を行うときは、意思決定の透明性並びに取扱結果の公平性及び合理性を確保しなければならない。個人は、自動的な意思決定が自らの権益に重大な影響を及ぼすものと考えたときは、個人情報取扱者に説明を要求することができ、かつ、個人情報取扱者の自動的な意思決定の方法のみを通じた決定の実施を拒絶することができる。 自動的な意思決定の方法を通じてビジネスマーケティング又はプッシュ型情報配信を行うときは、当該個人の特徴を対象としない旨の選択肢を同時に提供しなければならない。 第二十六条 個人情報取扱者は、自らが扱う個人情報を公開してはならない。ただし、個人の単独の同意を取得し、又は法律若しくは行政法規に別段の規定があるときは、この限りでない。 第二十七条 公共の場所に画像収集又は個人身分認識設備を設置するときは、公共の安全確保のために必須でなければならず、国の関連規定を遵守し、かつ、顕著な箇所に注意
--	---

信息只能用于维护公共安全的目的,不得公开或者向他人提供;取得个人单独同意或者法律、行政法规另有规定的除外。

第二十八条 个人信息处理者处理已公开的个人信息,应当符合该个人信息被公开时的用途;超出与该用途相关的合理范围的,应当依照本法规定向个人告知并取得其同意。

个人信息被公开时的用途不明确的,个人信息处理者应当合理、谨慎地处理已公开的个人信息;利用已公开的个人信息从事对个人有重大影响的活动,应当依照本法规定向个人告知并取得其同意。

第二节 敏感个人信息的处理规则

第二十九条 个人信息处理者具有特定的目的和充分的必要性,方可处理敏感个人信息。

敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用,可能导致个人受到歧视或者人身、财产安全受到严重危害的个人信息,包括种族、民族、宗教信仰、个人生物特征、医疗健康、金融账户、个人行踪等信息。

第三十条 基于个人同意处理敏感个人信息的,个人信息处理者应当取得个人的单独同意。法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的,从其规定。

第三十一条 个人信息处理者处理敏感个人信息的,除本法第十八条规定的事项外,还应当向个人告知处理敏感个人信息的必要性以及对个人的影响。

第三十二条 法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得相关行政许可或者作出更严格限制的,从其规定。

喚起の標識を設置しなければならない。収集した個人の画像又は身分の特徴の情報は、ただ公共の安全確保の目的にのみ使用し、これを開示し、又は他者に提供してはならない。ただし、個人の単独の同意を取得し、又は法律若しくは行政法規に別段の定めのあるときは、この限りでない。

第二十八条 個人情報取扱者の既に公開されている個人情報の取扱いは、当該個人情報の公開時の用途と一致していなければならない。当該用途に係る合理的な範囲を超過するときは、本法の規定に従って個人に告知し、かつ、当該個人の同意を取得しなければならない。個人情報の公開時の用途が不明確なときは、個人情報取扱者は、合理的かつ慎重に既に公開されている個人情報を取り扱わなければならない。既に公開されている個人情報を利用し、個人に重大な影響を及ぼす行為に従事するときは、本法の規定に従って個人に告知し、かつ、当該個人の同意を取得しなければならない。

第二節 機微な個人情報の取扱規則

第二十九条 個人情報取扱者は、ただ特定の目的又は十分な必要性のある状況下においてのみ、機微な個人情報を初めて取り扱うことができる。

機微な個人情報とは、ひとたび漏えいし、又は違法に使用されたときに、個人が差別又は身体若しくは財産の安全性に対する著しい危害を被ることとなるおそれのある個人情報をいい、これには人種、民族、宗教、信仰、個人の身体的特徴、医療・健康情報、金融口座、個人の行き先等の情報が含まれる。

第三十条 個人の同意に基づいて機微な個人情報を取り扱うときは、個人情報取扱者は、当該個人の単独の同意を取得しなければならない。法律又は行政法規が機微な個人情報の取扱時における書面の同意の取得義務を規定しているときは、当該規定に準ずる。

第三十一条 個人情報取扱者は、機微な個人情報を取り扱うときは、本法第十八条の定める事項のほかにも、さらに、機微な個人情報の取扱いの必要性及び個人への影響につき、当該個人に告知しなければならない。

第三十二条 法律又は行政法規に機微な個人情報の取扱時における関連の行政許可の取得義務が規定されており、又は更に厳格な

第三节 国家机关处理个人信息的特别规定 第三十三条 国家机关处理个人信息的活动适用本法;本节有特别规定的,适用本节规定。 第三十四条 国家机关为履行法定职责处理个人信息,应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行,不得超出履行法定职责所必需的范围和限度。 第三十五条 国家机关为履行法定职责处理个人信息,应当依照本法规定向个人告知并取得其同意;法律、行政法规规定应当保密,或者告知、取得同意将妨碍国家机关履行法定职责的除外。 第三十六条 国家机关不得公开或者向他人提供其处理的个人信息,法律、行政法规另有规定或者取得个人同意的除外。 第三十七条 国家机关处理的个人信息应当在中华人民共和国境内存储;确需向境外提供的,应当进行风险评估。风险评估可以要求有关部门提供支持协助。 第三章 个人信息跨境提供的规则 第三十八条 个人信息处理者因业务等需要,确需向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当至少具备下列一项条件: (一) 依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估; (二) 按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证; (三) 与境外接收方订立合同,约定双方的权利和义务,并监督其个人信息处理活动达	制限が規定されているときは、当該規定に準ずる。 第三節 国家機関による個人情報の取扱いに係る特別規定 第三十三条 国家機関による個人情報の取扱いの実施は、本法の適用を受ける。本節に特別な規定のあるときは、本節の規定の適用を受ける。 第三十四条 国家機関は、法定の職責の履行のために個人情報を取り扱うときは、法律又は行政法規の定める権限及び手続にしたがって行わなければならない、法定の職責の履行に要する範囲及び限度を超過してはならない。 第三十五条 国家機関は、法定の職責の履行のために個人情報を取り扱うときは、本法の規定に従って個人に告知し、当該個人の同意を取得しなければならない。ただし、法律又は行政法規が秘密保持義務を規定し、又は告知若しくは同意の取得が国家機関による法定の職責の履行を妨害するときは、この限りでない。 第三十六条 国家機関は、自らが取り扱う個人情報を公開し、又は他者に提供してはならない。ただし、法律又は行政法規に別段の規定があり、又は当該個人の同意を取得しているときは、この限りでない。 第三十七条 国家機関が取り扱う個人情報は、中国国内において保存しなければならない。中国国外に向けて提供する必要性が確にあるときは、リスク評価を行わなければならない。リスク評価の実施時においては、関連部門に支持又は協力を要請することができる。 第三章 個人情報の越境送信に係る規則 第三十八条 個人情報取扱者は、業務等の必要性により、中国国外に向けて個人情報を提供する必要性が確にあるときは、少なくとも次の各号に掲げる条件の一を満たさなければならない。 (一) 本法第四十条の規定に従って国家インターネット情報部門が手配するセキュリティ評価を通過したとき。 (二) 国家インターネット情報部門の規定に従い、専門的な機構を経て個人情報保護認証を取得したとき。 (三) 中国国外の受領者と契約を締結し、双方の当事者の権利・義務を取り決め、かつ、その
---	---

到本法规定的个人信息保护标准; (四) 法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。 第三十九条 个人信息处理者向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当向个人告知境外接收方的身份、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使本法规定权利的方式等事项,并取得个人的单独同意。 第四十条 关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者,应当将在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息存储在境内。确需向境外提供的,应当通过国家网信部门组织的安全评估;法律、行政法规和国家网信部门规定可以不进行安全评估的,从其规定。 第四十一条 因国际司法协助或者行政执法协助,需要向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当依法申请有关主管部门批准。 中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对向中华人民共和国境外提供个人信息有规定的,从其规定。 第四十二条 境外的组织、个人从事损害中华人民共和国公民的个人信息权益,或者危害中华人民共和国国家安全、公共利益的个人信息处理活动的,国家网信部门可以将其列入限制或者禁止个人信息提供清单,予以公告,并采取限制或者禁止向其提供个人信息等措施。 第四十三条 任何国家和地区在个人信息保护方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的,中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者该地区采取相应措施。	個人情報取扱行為の本法の定める個人情報保護基準への適合を監督しているとき。 (四)法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の定めるその他の条件 第三十九条 個人情報取扱者は、中国国外への個人情報の提供時において、中国国外の受領者の身分、連絡先、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類、本法の定める権利の個人から中国国外の受領者への行使方法等の事項を個人に告知し、かつ、当該個人の単独の同意を取得しなければならない。 第四十条 重要情報インフラの運営者数と個人情報の取扱件数が、国家インターネット情報部門の定める数量に達した個人情報取扱者は、中国国内において収集し、又は発生した個人情報を中国国内に保存しなければならない。中国国外に向けて提供する必要性が確かにあるときは、国家インターネット情報部門が手配するセキュリティ評価を通過しなければならない。ただし、法律、行政法規又は国家インターネット情報部門がセキュリティ評価実施義務の免除を規定しているときは、当該規定に準ずる。 第四十一条 国際司法上の協力又は行政法執行上の協力に起因して中国国外に個人情報を提供する必要のあるときは、法により関連の主管部門の認可を申請しなければならない。中国の締結又は参加する国際的な条約・協定が中国国外への個人情報の提供を規定しているときは、当該規定に準ずる。 第四十二条 中国国外の組織又は個人が、中国の公民の個人情報の権益を侵害し、又は中国の国家の安全性若しくは公益を脅かす個人情報の取扱行為に従事したときは、国家インターネット情報部門は、当該組織又は個人を個人情報提供制限・禁止リストに追加し、公告し、かつ、当該組織又は個人への個人情報提供の制限又は禁止等の措置を採択することができる。 第四十三条 いずれかの国家又は地区が、個人情報保護の面において中国に対する差別的な禁止、制限その他これに類似する措置を採択したときは、中国は、実状に基づいて当該国家又は地区に対する相応の措置を採択することができる。
--	--